



報道関係機関各位

発信年月日	令和7年12月1日	送付枚数（本紙含む）	2枚
担当部課名	部課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号
デジタル推進部 デジタル推進課	古屋敦子 新家健司	行政改革推進室 藤本 永	0837-52-1311

件 名	民間提案制度による公有財産の利活用者を募集します	
内 容	<p>1 「公有財産有効活用民間提案制度」の概要</p> <p>この制度は、本市が保有する財産の有効活用に向け、民間事業者から地域活性化や魅力向上、さらには、本市の財政負担軽減につながる、民間事業者ならではのアイデアやノウハウが活かされた提案を求め、本市との協議を経て事業化を図るものです。</p> <p>事業者からの提案内容は知的財産として取り扱い、提案が採用され、本市との協議が整った場合には、提案者と随意契約を締結します。ただし、事業関係者と調整がつかない、関係予算が議会で承認されないなど提案内容の実現が困難となった場合は、契約の締結は行いません。</p> <p>2 募集する提案及び対象財産</p> <p>「提案者自らが実施主体となり、次の公有財産を本市から借受け、利活用することで、地域の活性化や魅力向上、本市の財政負担軽減等につながる事業」の提案を募集します。</p>	
	旧伊佐保育園	旧厚保学校給食共同調理場
	賃貸借による利活用提案を募集 土地：敷地面積 2,882 ㎡ 建物：鉄筋コンクリート造1階建、 延床面積 439.88 ㎡、S48 年建築	賃貸借による利活用提案を募集 土地：敷地面積 660 ㎡ 建物：鉄骨その他造1階建、 延床面積 160 ㎡、S49 年建築
		

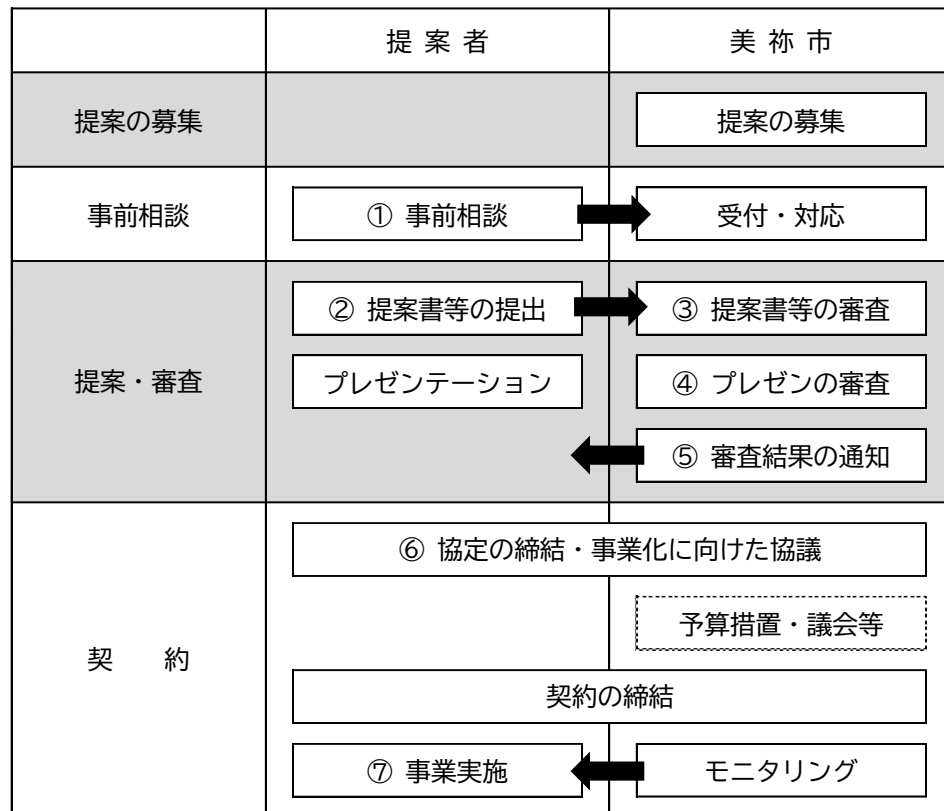
### 3 提案者の要件

提案内容を自らが実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する株式会社等の民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意の団体とします。

### 4 物件の取扱い

原則として、土地に現存する建物や付帯設備等は、現状のまま全て一括での利活用とします。

### 5 事業実施までの流れ



### 6 スケジュール

事前相談・現地調査の受付	令和8年1月30日（金）まで
提案書等の提出期限	令和8年2月2日（月）
書類審査	令和8年2月上旬
プレゼンテーション審査	令和8年2月中旬
審査結果の通知、公表	令和8年2月下旬